

株券発行前のいわゆる合理的期間経過後における記名株式の譲渡と会社に対する効力

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学法律研究所 公開日: 2011-02-28 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 保住, 昭一 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/9220

二、株券発行前のいわゆる合理的期間経過後における 記名株式の譲渡と会社に対する効力

株主総会決議不存在確認請求事件（最高裁昭和三〇年（オ）第四二六号、昭和33・10・24第二小法廷判決（原審東京高裁）最高裁判所民事判例集二卷一四号三二九四頁一號却）

〔事実〕 原審の事実によれば、Y会社（被告・被控訴人・被上告人）は、昭和二十四年十月二十日設立、発行済株式総数五〇、〇〇〇株、資本金五、〇〇〇、〇〇〇円の株式会社である（設立当初、何名の株主があつたかは明らかでないが、実質上、総五の一人会社として出発した。）。右Y会社は、昭和二十八年五月四日、第七期決算報告承認ならびに任期満了による全役員改選の件を

議題とする通常株主総会を開き、訴外A・同BおよびZ₁・Z₂（当事者参加人・控訴人・上告人）の四名が株主として出席し、そこでの決議でA・Z₁・Z₂が取締役任に、Bが監査役に選任され、同日開かれた新取締役会で、AおよびZ₁が代表取締役任に選任された。さらに、同月十三日に臨時株主総会が招集され、A・B・Z₁・Z₂が出席して（但しAはZ₁に代、理委任状を交付）、Y会社の本店所在地の変更およびそれに伴う定款変更の決議が行われた。

ところで、X₁・X₂・X₃（原告・被控訴人・被上告人）の三名は、いずれもY会社の設立当初からの株主として（原審本訴提起当時X₁は七、五〇〇株、X₂は二、五〇〇株、X₃は一、〇〇〇株の株主であつたことを認定している。）、Y会社を相手に右の二つの株主総会決議の不存在確認を請求して、右の第一の通常総会も、また第二の臨時総会も、ともに株主として出席したA・B・Z₁・Z₂が当時株式を所有していたもの

ではないから、株主でないものの集会であり、その決議は、法律上Y会社の決議としては不存在であると主張した（ $X_1 \cdot X_2 \cdot X_3$ は、請求原因中に権限のないものの招集による総会たることも主張しているが、ここでは省略する。）。

これに対し、当事者参加をした $Z_1 \cdot Z_2$ の両名は、つぎのように争つた——Y会社の全権を握つていた訴外Kは、自己の所有株式のみならず、全株式についての処分権を有していたが、Kの失態により会社の経営が困難に陥つたため、昭和二十八年四年三日、KはAに自己の所有株式のみならず会社の全株式を譲渡して会社経営を一任することになった。そこで譲受人Aは、同日、そのうち三〇、〇〇〇株を自己に留保し、残余を Z_1 に一〇、〇〇〇株、 Z_2 に五、〇〇〇株、Bに五、〇〇〇株を譲渡し、会社も右の各株式譲渡を承認した。ただ、Y会社は設立以来まだ株券を発行していないから、右の各譲渡は株券発行前の株式譲渡であるにしても、昭和二十五年改正商法によれば、従来裏書によらない株式の譲渡は、取得者の氏名を株券上に記載しなければ会社その他の第三者に譲渡を対抗し得ないとしていたのを廃止したこと、商法二二六条一項で、会社の成立後遅滞なく株券を発行することを要求したこと、商法二〇四条一項が株式の自由譲渡性を保障したこと、これらの趣旨からみれば、商法二〇四条二項は、会社が遅滞なく株券を発行することを前提とした規定であつて、同項にいう株式の譲渡とは、会社が成立後通常株券を発行し得る合理的時期以前における株式の譲渡を意味する。したがつて、本件のように会社成立以来三年有余を経過して、なお株券の発行がない場合は適当な方法により株式の譲渡がなされ、会社において、これを承認した事実がある以上、その株式譲渡は適法有効になされたものであつて、 $Z_1 \cdot Z_2$ およびA・Bは昭和二十八年四月三日にY会社の株主になつた——と。

以上の $Z_1 \cdot Z_2$ の主張に対し、 $X_1 \cdot X_2 \cdot X_3$ は、会社が未だ株券を発行していない以上、二〇四条二項によりKA間の株式譲渡、したがつて、 $Z_1 \cdot Z_2$ およびA・Bの株主たることも会社に対する関係でその効力を認め得ず、しかもその譲渡は株金払込領収証の交付によるものではないから、株主名簿上の名義書換もなく、法律上適当な方法による株式

譲渡が行われたものとはいえないと反駁した。

以上の両当事者の主張に対して、第一審、原審ともにY会社が当時未だ株券を発行していなかつたこと、および $X_1 \cdot X_2 \cdot X_3$ が現にY会社の株主であることを認定したうえ、問題は、 $Z_1 \cdot Z_2$ (ならびに併外A、Bをも含めて) 有効に株式を取得したか否かにあるとみて、結局つぎのような理由で $X_1 \cdot X_2 \cdot X_3$ の請求を全面的に認容し、 $Z_1 \cdot Z_2$ の主張を排斥した(Y会社が前記各株主総会決議の不存在を確認した)。すなわち、——商法二〇四条二項の法意は、株券発行前の株式譲渡は、少くともその発行に至るまでは、単に会社に対抗できないのみならず、会社もこれを認め得ない趣旨と解すべきであるところ、 $Z_1 \cdot Z_2$ は同条項にいう株式の譲渡とは通常株券を発行し得る合理的時期以前のものをいい、右時期以後の株式の譲渡は、現実の株券発行後の場合と同様、会社に対する関係においても有効であるというが、第一に、右条項の立法理由は、株券発行前における株式の譲渡を認めるならば、譲渡方法に一定したものがなくその効力の有無を定めるに混乱を生ずること、および株主の頻繁な交替により株券発行事務に支障をきたすことを防止するためのものである。したがつて、これらの混乱と支障とを除くためには現実の株券の発行なくしてその目的を達することはできない。もつとも、多くの場合、株券発行前に株金払込領收証の交付により株式を譲渡する商慣習があるとしても、右慣習による株式譲渡をもつて株券の一般発行前といえども会社に対抗し得ることまでも含むと解する資料は未だ得られない(原審の認定したところによれば、 $Z_1 \cdot Z_2$ 等の株式の譲受は株金払込領收証によるものではない)。第二に、通常株券を発行し得る合理的時期以後の株式譲渡は、現実の株券発行後の場合と同様、会社に対する関係においても有効であると解するならば、いわゆる株券を発行し得る合理的時期の算定は会社の規模、時および場所等諸般の事情により区々にわたり、むしろ、法律関係を複雑混乱せしめる。第三に、商法二二六条一項でとくに株券発行の時期について明文を設けたのは、二〇四条一項および二〇五条一項により株式の譲渡性を確保する措置をとつたことに対応するためであるが、会社成立後、遅滞なく株券の発行がない場合は、株主に株券交付

請求権があること当然であり、株主の保護は一応不十分ながら考慮されている。この権利を行使する多少の不便、不利を理由に二〇四条二項の立法理由に変更を加え、さらに株式取引に予想される混乱を敢えて無視してまでも、会社成立後、通常株券を発行し得る合理的時期以後は、株券の発行がなくても、それがあつたと同様に取り扱い得ると解する理由に乏しい——と。

Z₁・Z₂の両名は、原審が株券発行前の株式譲渡について、会社成立後、通常株券を発行し得る合理的期間経過後の譲渡までその効力を否定したのは、商法二〇四条二項の解釈を誤つたものとして上告。

〔判旨〕 上告棄却。

法は、株式の自由譲渡性を保障（商法二〇四条一項）しながらも、その譲渡方法は、株主たる地位を表彰する要式の株券による（同二〇五条一項、二二五条）べきものとし、株券の発行前にした株式の譲渡は、「会社ニ対シ其ノ効力ヲ生ゼズ」（同二〇四条二項）としているのであつて、その法意は、いわゆる「対抗スルコトヲ得ズ」とある場合と異なり、会社に対する関係においては何等の効力をも生じないとするのであり、したがつて、会社からもその効力を認め得ないものと解しなければならぬ。けだし、このような制限を法定したのは、所論の技術的理由によることもさることながら、株券発行前の譲渡方式に一定されたものがないことによる法律関係の不安定を除去しようとする考慮によるものであつて、すなわち、会社株主間の権利関係の明確かつ画一的処理による法的安定性を一層重視したるによるものと解すべきだからである。所論の解釈によるときは、いわゆる合理的期間の算定が会社の規模その他の事情により区々となつて法律関係の混乱を生じ、右の法意に反する嫌を免れない。

もつとも、このように解するの結果は、論旨においても指摘されているとおり、会社は、その成立後不当に株券の発行を遅延しても、株券の未発行を理由として株式譲渡の効力を否認することができることとなるのであつて、この

ように株式譲渡の自由を事実上制約し得る可能性を会社に付与するような解釈を採ることは株式の自由譲渡性を規定した法の精神に照して許されるべきでないとするのは、たしかに一理あることで、株式の経済的機能との関連においても考慮の余地がないとはいえないであろう。さればといつて、その故に前記法意が軽視されてはならないのである。右所論指摘の場合は、株主に株券発行交付の請求権があることは当然で、その他会社に対して損害賠償の請求権をも妨げないのであるから、これらの権利の行使につき多少の不便不利があるとしても、前記の法意に変更を加え、所論のように二〇四条二項をもつて株券発行準備の合理的期間内における株式譲渡の効力を否定するとどまるものとし、右合理的期間の経過後は、株券の発行がなくても会社において株式譲渡のあつたことを承認した以上、株式の譲渡は、会社に対する関係においても効力を生ずるものと解することは首肯できない。

〔批評〕

一 いわゆる株券発行前における株式譲渡の会社に対する効力につき、商法二〇四条二項は「其ノ効力ヲ生ゼズ」と定めている。しかし、右規定の意味するところ必ずしも明瞭でなく、従来、この点を扱つた多数の下級審判例においても、著しく見解が分れていたところである。本判決は、右規定の適用を通常株券を発行し得る合理的時期に限定しようとする上告人の主張を決定的に否定した点で、かつこの点の最高裁判所の見解を明らかにした最初のものとして理論上も実務上も注目すべきである。

本判旨がいわゆる合理的時期説を排斥して会社株主間の社団的画一処理を強調した点には賛成する。しかし、本件事案に対し上告を棄却した結論には疑問がある。

二 商法二〇四条二項が株券発行前の株式譲渡の効力を会社に対する関係で制限している意味は、株式の移転に伴う株主の変動と会社との法律関係を容易に明確にしかつ画一的に処理するために必要な名義書換の手續(商二〇六条イ)をと

り得ないという、いわば技術的理由によるものと解し得る。けだし、常時変動する株主集団と会社との関係を明確にしかつ画一的に処理するために株券、株主名簿、裏書および譲渡証書というような一定の法技術を用いてその法的安定を図っている商法の建前から、少なくとも株券未発行の間の株式の譲渡を対会社関係において制約して株主名簿の名義書換停止と同じ状態にとどめておこうとする趣旨と解すべきだからである（（西原・会社法）一三八頁参照）。しかし、商法は昭和二十五年の改正により株式の自由譲渡性を強く保障する建前をとり（（商二〇）、（四案一〇））、法律に基づく制限を除いては一切の譲渡制限を否定している。この株式譲渡の自由は、企業資本動員の経済法則に対する法的表現として近代株式会社の本質をなすものであるから、かかる商法の建前から考へるならば、たとえ株券発行前とはいえ、すでに成立している株式の譲渡を対会社関係において制限していることは、立法技術としてその妥当性を欠くとの批判も免れない。そこで現行商法における株式の自由譲渡性の保障という建前を強調するならば、遅滞なき株券の発行を命ずる商法二二六条一項の規定の実質の意味が吟味されてくるのも当然のなりゆきであろう。そして同規定に——その違反に罰則の制裁を欠くとはいへ——いわゆる株券の一般発行という観念（（会社がその成立後または新株の払込期日後、成立した株式に対する株券を準備して既に画一的に株券の発行があつたものとする））を認め、同規定は合理的期間内における会社の株券発行の義務を定めたものとして、二〇四条二項の「株券の発行」はこれをうけた規定であると解する説——いわゆる合理的時期説——が有力に主張されている（（松田・改訂会社法概論）一六八頁、松田・鈴木（忠）・条解株式会社法上二一九頁、石井・商法二四六頁各参照）。すなわち、二〇四条二項に「株券の発行」とは、株券が発行されるべき合理的時期の経過するまでと解し、それ以後は株券発行後と同じに会社に対する関係でも株式の譲渡は効力を生ずると解するのである（（合理的時期説に属する下級審判例には、最近の東京地・昭三三・一・一三下級五九〇頁、松江地・昭三三・一・一〇下級民集三卷一一二下級七下級民集八卷一四一頁がある））。

いわゆる合理的時期説が株式の自由譲渡性を重視して、株券発行前の株式譲渡を会社に対する関係においてできる

限り保障しようとする狙いは、株式流通の需要が証券市場の大半を占める今日の経済事情から必ずしも不当ではなく、しかもわが国では中小企業が形式的に株式会社形態を利用する場合、本件の事案にみられるように会社の成立後不当に株券の発行を遅延し、または株券の発行を怠っていることすらあり、株券発行のために必要とする合理的期間を徒過してなお株券未発行の状態にとどめておき、実質的に株式の譲渡性を剥奪しているという異常な現象を生じていることをあわせ考えるならば、合理的時期説のいわんとするところ理解し得ないではない。本判旨もその点は認められている。しかし、商法が株式の自由譲渡性を重視しているにしても、それは二〇四条二項の意味を一般的に合理的時期に限定して解釈しなければならぬ程の強い根拠となるだろうか。しかも本判旨が指摘しているように、一定の明確な基準のない合理的時期の算定は、会社の規模その他の事情により区々となるばかりでなく、かかる不明確な時期を基準として、株式譲渡には株券を必ず伴うことを要するか、または株券なしにこれをなし得るかが決定されるとすれば、むしろ株式流通の安全を害する結果となるのではなからうか。商法が株式の自由譲渡性を強く保障しながらも、それと同時に二〇五条一項において記名株式の譲渡に株券の裏書交付もしくは株券および譲渡証書の交付のいずれかによるべきこととし、株式の譲渡を右の二つの方法に定型化した形において強行法的に確立しているのである。したがって、現行商法の株式譲渡の保障は「株券に表彰された株式の自由譲渡性」というべきであり（右井、前掲二四六頁、同、株式の譲渡―松本先生古稀記念論文集三四―三五頁、各参照）、このような譲渡方法の要式化によつて変動する株主集団の画一的かつ迅速な処理を図っている（商三〇五条I、二二四）。この株主処理の円滑化は、きわめて多数の株主が参加する典型的な株式会社企業にとつては絶対的な要請であつて、株券発行前の株式譲渡の法律関係を会社に対して明確化する画一的処理方法が一定の法技術として未だ見出されていぬ以上（もつとも大塚教授が合理的時期説をとられながら、このような場合には株式払込金領収証による譲渡が最も適切なものであり、領収証の発行がない場合には譲渡証書の交付によるべきであるとされるのは、法律関係の明確化を考慮した意味で注目しなければならない）、合理的時期説をとる決定的な理由を見出すことは困難であるといわねばならない（前掲東京地・昭三三・一・二三判決に対し、福岡・一橋論叢四〇巻三九四頁以下参照）。し

たがつて、本判旨のこの点の所論は正当であると考へる。

三 ところで、本判旨が会社と株主間の社団關係の法的安定を重視して合理的時期説の主張を排斥したのは正当であるにしても、本件事案にみられるように、比較的小規模の株式会社が、成立後三年半を経過してなお株券を發行していない場合は、不当に株券發行を遅延しているものとして、商法二二六条一項に規定する義務に違反していることと争う余地はない。したがつて、本判旨がかかる義務違反の場合にまでその立場を貫徹していることは、具體的妥当性の見地から疑問なしとしない。

判旨はこの点につき、株主に株券交付請求権があること、その他会社に対する損害賠償請求権の行使を判示するのみで、積極的見解は示していない。しかし、かかる場合には、株式譲渡の当事者の利益を一層重視すべきである

から、株券發行前であつても会社がその未發行を理由に株式譲渡の自由を奪うことは信義則上(衆一)許されないところから、株券發行前でも会社がその未發行を理由に株式譲渡の自由を奪うことは信義則上(衆一)許されないところから、(大隅・株式の譲渡、株式会社法講座二巻六四四頁、田中(誠)・吉永・山村・コンメンタル会社法三四八頁)もとよりこの場合

に、二〇四條二項の適用を合理的時期に限定することの必然的根拠はなく、一般的には株券發行前の株式譲渡が会社に対して効力を生じないとする立場をとつても、会社が株券發行を不当に遅延していることの明らかな場合に会社自ら株式譲渡の効力を否認し得ないことを、信義則から導き出すことが可能であると解し得る。かく解してこそ二〇四條二項の意味について、会社株主間の社団關係の安定と株式譲渡の保障の調和点が見出されると思はれる。もつとも会社が成立後二二六条一項に規定する株券發行の義務を怠つてることが明らかであるからといつて、当然に株式譲渡の効力を否認し得なくなるというのではなく、株式譲受人が株券交付請求権に基づきその請求をなしたが会社がこれを交付しないときは、もはや会社は信義則上株式譲渡の効力を自ら否認できなくなると解すべきが妥当である。ただかく解すると、会社は株式譲受人が実質上株主権を取得したか否かを調査しなければならぬ結果となる

が、株券発行を不当に怠つてゐる以上、株主名簿に基づく簡便な画一的株主処理の利益を得られないのは当然のことといふべく、むしろこの場合は株式譲受人に実質的救済が与えられるべきであり、会社の負担および責任が重大となることも至し方のないところといわねばならない。

かように考えてくると、不当に株券の発行を遅延した事実および株式譲受人等が会社に株券の交付を求めた事実を確定し得たとすれば、本件事案の解決もまた變つてくることになるのではなからうか。したがつて、この点に触れずに上告を棄却した本判旨の結論には承服しかねるものがある(ただし上告人等がこれを原審で主張せず、かつ上告理由でも主張。してない以上、上告審としては止むを得ないことではあるうが。)

四 なお判旨は、株券発行前の株式譲渡が会社に対してその効力を生じないという意味について、単に会社に対抗し得ないというのと異なり、会社に対する関係では何等の効力を生じないとし、したがつて、会社からもその効力を認め得ないものと解すべきであると判示している。この点の判旨のいうところは、少なくとも株券発行前に関する限りでは何等異存はない。ただ二〇四条二項が株券発行前の株式譲渡の効力を会社に対する関係で制限したのは、株券発行交付までであつて、株券発行後に至つてもなおそれ以前の譲渡の効力を認め得ない趣旨と解さねばならない理由はない。判旨は、この点についてもほとんど何等の見解も明らかにしていないが、すでに述べたように、この規定の趣旨は、株券発行前には株式の移転を会社に対して明確にするために必要な名義書換の手續をとり得ないという株主變動の画一的処理の要請に基づくものであるから、株券発行前の株式譲渡の効力を絶対的に否定することなく、単に株券発行に至るまで会社に対する関係においてその効力の発生を停止させておく趣旨と解しなければならぬ。しかし、株券未発行の間会社がそれを承認したとしても効力を生ずることはないが、対会社関係では全く無効ではなく、後に株券の発行があればその効力を生じ、譲受人は会社に対して名義書換を請求し得るものと解する余地があるからである。

(大隅・前提六四九頁(5)、
大塚・前提九〇頁各参照。)

かなり多くの下級審判例が、二〇四条二項を会社の速かな株券発行事務が株主の変動により支障をきたすことを防止するために設けられたものと解し、株券発行後はその理由がなくなるから、会社に対し譲渡の効力を生じ、会社は株式の譲受人に対し譲渡の効力を争い得ないと判示しているのは（東京地・昭和二五・一〇・二〇裁判所時報六九号二頁・東京地・昭二七四卷五号七四〇頁・東京地・昭二九・一・八下級民集五卷一〇〇頁・東京地・昭二九九、一〇・二八下級民集三卷一〇九二頁・東京地・昭二八・五・一八下級民集六・二五下級民集五卷六号九二二頁・東京高・昭三一・一二・三判例時報一〇二号三四頁）、株券発行前の株式譲渡も株券発行後は会社に対する関係においてその効力を生ずるものとして株式取引の安全を図っている意味で正当な解釈といふべきである。ただ、この場合には、實際上、株式譲渡にいわゆる白地譲渡証書を添付した株式払込金領収証が用いられ、この領収証に法律上いかなる有価証券性を認め得るかが問題となり（領収証に株券交付請求権が表彰されるものと解し、その裏書または白地譲渡証書の添付による力である。もっとも、この問題についてはなお不明の点が少なくなく、或る程度の有価証券性を）、また、かかる商慣習の存在にも関連する問題がある（白地譲渡証書を添付した払込金領収証の交付による株式譲渡の商慣習の存在を認めたものには、東京地・昭二六・二・九下級民集二卷二二〇頁・東京地・昭二七・一・二八下級民集三卷一〇九二頁・東京地・昭二七・七・三〇下級民集三卷七号一〇四六頁等がある）。本判決は、この点に直接触れたわけではないのでこれ以上立ち入ることは差控えねばならないが、判示のいわんとするところが株券発行前の株式譲渡である限り、株券発行後においても対会社関係で譲渡の効力を生ずるものではないといっているのであれば（東京高・昭二四・一〇・一五高級民集二卷二二〇頁の判決を引用）、この点にも賛成しかねる。

（一九五九・三・二五）